

市区町村名：三浦郡葉山町

鎌倉税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
い	一色	市街化調整区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区	50	1.1 中	23中	46	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—中	21中	21		
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—中	33中	33		
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—中	47中	47		
		2 逗子・葉山近郊緑地保全区域	50	1.1 中	35中	68	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—中	16中	16		
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—中	32中	32		
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—中	43中	43		
		3 上記を除く市街化調整区域	50	1.2 中	42中	77	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—中	25中	25		
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—中	41中	41		
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—中	52中	52		
			市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準	
か	上山口	市街化調整区域								
		1 逗子・葉山近郊緑地保全区域及び 衣笠・大楠山近郊緑地保全区域								
		(1) 湘南国際村	60	1.1	—	—	—	—		
		(2) 上記を除く地域	50	1.0 中	37中	43	—	—		
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域		—	—	—中	27中	27		
		(4) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—中	36中	36		
	2 上記を除く市街化調整区域	50	1.1 中	43中	65	—	—			

市区町村名：三浦郡葉山町

鎌倉税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	上山口	(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域	%	—	—	—	中 33	中 33		
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中 45	中 45		
き	木古庭	市街化調整区域								
		1 逗子・葉山近郊緑地保全区域及び 衣笠・大楠山近郊緑地保全区域	50	1.0	中 36	中 45	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域		—	—	—	中 25	中 25		
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中 34	中 34		
		2 上記を除く市街化調整区域	50	1.1	中 47	中 61	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域		—	—	—	中 33	中 33		
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中 46	中 46		
し	下山口	市街化調整区域								
		1 衣笠・大楠山近郊緑地保全区域								
		(1) 湘南国際村	60	1.1	—	—	—	—		
		(2) 上記を除く地域	50	1.0	中 29	中 43	—	—		
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—	中 15	中 15		
		(4) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—	中 29	中 29		
		(5) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中 38	中 38		
		2 上記を除く市街化調整区域	50	1.2	中 44	中 52	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—	中 19	中 19		
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—	中 31	中 31		
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中 45	中 45		
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準		

市区町村名：三浦郡葉山町

鎌倉税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
な	長柄	市街化調整区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
		1 逗子・葉山近郊緑地保全区域	50	1.1 中	35中	52	—	—			
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域		—	—	—中	21中	21			
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—中	47中	47			
		2 上記を除く市街化調整区域	50	1.2 中	41中	64	—	—			
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域		—	—	—中	26中	26			
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—中	45中	45			
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準			
		ほ	堀内	市街化調整区域							
				1 三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区	50	1.1 中	23中	35	—	—	
(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域				—	—	—中	21中	21			
(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域				—	—	—中	33中	33			
(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域				—	—	—中	47中	47			
2 逗子・葉山近郊緑地保全区域	50			1.1 中	35中	49	—	—			
(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域				—	—	—中	18中	18			
(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域				—	—	—中	28中	28			
(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域				—	—	—中	36中	36			
3 上記を除く市街化調整区域	50			1.2 中	42中	64	—	—			
(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—中	21中	21					
(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—中	40中	40					

市区町村名：三浦郡葉山町

鎌倉税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
ほ	堀内	(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域  市街化区域	%  —	倍 —	倍 —	倍 —	倍 中	倍 48中	倍 48	倍	倍
			—	路線	比準	比準	比準	比準			